



# APO\_社労士通信

## 2014 年春の法改正(社会保険・労働法など)

### 1. 現物給与と価額の改定(平成 26 年 4 月 1 日施行)

社会保険上の報酬は、金銭で支払われるのが一般的ですが、社宅や寮などの住宅の貸与、社員食堂などで食事が支給される場合など、通貨以外で支払われるものを現物給与と呼びます。この現物給与を支給している場合、厚生労働大臣が告示する現物給与の価額に基づき通貨に換算し、その全部または一部を報酬に算入しますが、平成 26 年 1 月 31 日の厚生労働省告示により、平成 26 年 4 月 1 日から一部の都道府県において**食事の現物給与と価額**が変更になりました。また、現物給与と価額の改定は、固定的賃金の変動に該当するため、「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合があります。なお、本社と支店等が合わせて 1 つの適用事業所となっている場合、現物給与の価額は本社、支店等それぞれが所在する地域の価額により計算します。

### 2. 平成 26 年度の社会保険料率のお知らせ

協会けんぽでは、健康保険料率は据え置きますが介護保険料率が平成 26 年 3 月分(4 月納付分)より現行の 1.55%から 1.72%へ引き上げとなりました(東京都の場合)。なお、雇用保険料率は据え置きとなり料率に変更はありません。

### 3. 産前産後休業中の社会保険料の免除(平成 26 年 4 月 1 日施行)

育児休業期間中の保険料免除と同じように、産前産後休業を取得した方は申請をすることで社会保険料免除などを受けることができます。詳しい内容は当通信第 72 号にて説明しておりますので、あわせてご覧ください。

### 4. 育児休業給付金の給付割合拡大等について(平成 26 年 4 月 1 日施行)

育児休業基本給付金の改正を含め、雇用保険関係で下記事項等が改正されました。

- ・育児休業基本給付金：休業前賃金の 50% ⇒ 休業開始後 6 ヶ月は 67%に引き上げ
- ・再就職手当：再就職時賃金が離職時賃金より低下する場合、一定の要件を満たせば差額の 6 か月分を一時金で支給する制度の創設(基本手当の支給残日数の 40%相当額が上限)
- ・特定理由離職者：倒産や解雇による離職者等の特定受給資格者同様の給付日数とする暫定措置の 3 年間延長
- ・個別延長給付：特定受給資格者、特定理由離職者のうち、一定の要件に該当する者に対し支給日数を 60 日延長する制度について、要件を厳格化し 3 年間延長

### 5. 平成 26 年度の国民年金について(平成 26 年 4 月 1 日施行)

主な改正点は下記の通りです。

- ・平成 26 年度の年金額：平成 25 年度よりも 0.7%引き下げ
- ・保険料：15,040 円/月 ⇒ 15,250 円/月
- ・保険料前納制度：従前の「6 か月前納」、「1 年前納」に加え「2 年前納」を追加
- ・未支給年金受給者の範囲：①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦①～⑥の者以外の 3 親等内の親族(甥、姪、子の配偶者等)の順位となり、⑦が新たに追加
- ・遺族基礎年金の支給範囲：「子のある妻又は子」⇒「子のある配偶者又は子」へ変更

### 6. 厚生年金基金制度の見直し(平成 26 年 4 月 1 日施行)

主な改正事項は下記の通りです。

施行日以降は基金の新設を認めない/代行割れ基金の解散促進のため施行日から 5 年間の時限立法として特例解散制度を見直す/施行日から 5 年以降は代行資産保全の観点から設定した存続基準を満たさない基金に対し厚生労働大臣が解散命令を発動できる/中途脱退者の基本年金部分の企業年金連合会への移管ができなくなり各基金が直接年金給付を行う



## 知っておきたいミニ知識 第 73 回 労働保険 一般拠出金

労働保険の一般拠出金は「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、平成 19 年 4 月 1 日から創設されたものです。アスベストは、例えば建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニング、発電所のパッキン、水道管等に使用されてきた実態があり、すべての産業においてその基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため、健康被害者の救済にあたっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主が一般拠出金を納付する義務を負っています。

一般拠出金の申告・納付は、労働保険の年度更新手続きの際、または事業を廃止する際の労働保険の確定保険料の申告にあわせて行われ、事業主の全額負担となり、延納(分割納付)することはできません。

平成 26 年度の一般拠出金率は、業種を問わず一律 1000 分の 0.02(平成 25 年度までは 1000 分の 0.05 で平成 26 年度より料率に変更になりました。)であり、労災保険のメリット対象事業場についても一般拠出率にはメリット料率の適用はありません。

#### 【一般拠出金額の計算式】

一般拠出金額 = 賃金総額(千円未満切捨) × 一般拠出率

なお、平成 26 年度の労働保険の年度更新手続き(申告・納付)の期間は、平成 26 年 6 月 2 日から平成 26 年 7 月 10 日までとなっています。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町 1-18 飯田橋ビル 7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧ください。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>